

# 結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援します 結婚新生活応援補助金

若者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図るため、新婚世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助します。

## ○対象となる方

婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、婚姻届日が補助金申請日の年度内又は婚姻届日が補助金申請日の6か月以内で、かつ、次のいずれにも該当する方

- ・婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも満50歳以下であること。
- ・夫婦双方又は一方が町内に住所を有していること。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・市町村民税等を滞納していないこと。



## ○対象となる経費 ※①～③の経費は、契約書等を確認します。

### ①住居費(新築・購入・増改築)

婚姻を機に新たに町内の住宅を取得する際に要する費用

※町の木造住宅建設助成金、子育て世帯住宅建設助成金の交付を受けた場合は対象外。ただし、増改築については、町の住宅リフォーム助成金、空き家バンクリフォーム助成金の交付を受けた修繕等以外の修繕は対象。

※増改築については、内容により対象とならない場合があります。

### ②住居費(賃貸)

婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅を賃借する際に要する家賃(夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当分を除く。) ※町営住宅及び子育て支援住宅は対象外。

### ③住居費(その他) 敷金、礼金、共益費及び仲介手数料

### ④引越費用 引越業者又は運送業者への支払いに要する費用

## ○補助金の額

①住居費(新築・購入・増改築) 1世帯当たり 720,000円上限(初年度1回限り)

②住居費(賃貸) 1世帯当たり月額 20,000円上限(36か月を限度)

③住居費(その他)及び引越費用 合計 1世帯当たり 180,000円上限(初年度1回限り)

※③の補助金の交付を受けた場合は、当該交付額を含めて合計最大72万円上限

## ○補助金の申請期間及び請求時期

### 【申請期間】

- ・初年度 年度内又は婚姻届出日の6か月以内
- ・次年度以降 毎年4月末まで

### 【請求時期】

- ・9月(4月～9月分)、3月(10月～翌年3月分)の年2回又は希望時期(2か月ごと等)
- ・請求に必要なもの 住居費又は引越費用に係る領収書の写し